

大阪府住宅供給公社情報システム機器等賃貸借契約の入札についての
質問に対する回答

令和4年6月28日

大阪府住宅供給公社 イノベーション推進課

| 題目 | 質問 | 回答 |
|--------------------|--|---|
| 機器調達仕様書 2 賃貸借期間 | リース期間満了後、再リースの可能性はありますか。 | 現時点で想定しておりませんが、再リースの可能性はあります。 |
| 機器調達仕様書 5 機器の撤去 | 賃貸借期間満了後の撤去の際、物件は設置場所にて引き揚げるだけの状態（ケーブル等を外し1箇所にとどめた状態）にしていただけますでしょうか。また、エレベーター、台車の使用は可能でしょうか。 | 撤去の際には公社にてケーブル等抜線し、設置場所（保守用 PC 端末は公社本社、その他サーバ・ネットワーク機器等は公社システムを設置しているデータセンター（大阪府内））から引揚げるだけの状態にいたします。 また、エレベーターの使用は可能ですが、台車は落札者にて手配してください。 |
| 〃 | リース期間満了後のデータ消去は必要でしょうか。またその際に証明書などの発行は必要でしょうか。 | データ消去をした上で、適切なデータ消去を実施した結果を書面にて公社に報告する必要があります。仕様書 5. をご参照ください。 |
| その他 | 発注者の都合により解約となった場合、損害金はお支払いいただけるのでしょうか。 | 公社の都合による解約で受注者が損害を受けた場合は、公社と受注者が協議の上賠償額を定めるものとします。（契約書第 19 条 |

| | | |
|-----|-----------------|---|
| | | 第 5 項参照) |
| その他 | 契約書案を頂けないでしょうか。 | 公社ホームページに契約書案をアップロードします。尚、詳細内容につきましては落札者決定後、必要に応じ協議を行います。 |

※過去の入札において多く寄せられた質問も合わせて回答しております。